

事業主の皆さんへ

# 病気になつても働く職場を作りましょう

## 1 治療と仕事を両立させる必要性は高まっています。

### 現状

- 近年の診断技術や治療方法の進歩により、「不治の病」→「長く付き合う病気」に変化しつつあります。つまり「病気になる」→「すぐに離職」ではありません。
- しかし、過去3年間で病休制度を新規に利用した労働者のうち「38%が復職せずに退職」しています。



滋賀の健康づくりキャラクター  
「ハグとクミ」

## 2 労働者はあなた（事業主）の取組みを見ています。

### 意義

- 多くの人は病気になつても仕事を続けたいと考えており、事業場の取組みは本人（労働者）の信頼、感謝にもつながります。
- 健康な労働者に対しても、大きな安心のメッセージになります。病気になったときにどのような対応をとるのか、すべての労働者が自分事として見ていく。

裏面の  
チェックリストで  
たしかめよう！

### 対策

治療と職業生活の両立支援に  
取り組みましょう



労働条件たしかめようキャラクター  
「たしかめたん」

### 3 チェックしてみましょう。



1つでも多くの項目に✓がつくよう努めましょう。

#### 両立支援の環境整備

- 基本方針を明示し、労働者に周知している。
- 労働者・管理職に研修を実施している
- 相談窓口を設置し、相談時の情報の取扱いを明確化している。
- 休暇・勤務制度を整備している。※時間休、病休、時差出勤、テレワーク等
- 申出時の対応手順、関係者の役割を整理している。
- 「会社と主治医間の情報連絡シート」※を活用した情報共有のための仕組みをつくっている。

会社と主治医間の情報連絡シート検索↗

※ 主治医に記載いただく際は文書料金が必要です。文書料金は医療機関ごとに異なるため、詳細は医療機関にお問い合わせください。たとえば、滋賀県成人病センターでは「1,660円」、滋賀医科大学付属病院では「2,700円」となっています（平成29年9月時点）。
- 治療と職業生活の両立について、衛生委員会等で調査審議し、その結果に基づく取組を実施している。

※ 衛生委員会等を設置していない場合は、関係労働者の意見を聞き、結果に基づく取組を実施している。

#### 両立支援の進め方

- 支援を必要とする労働者から情報収集をしている。
- 「会社と主治医間の情報連絡シート」を活用している。
- 「両立支援プラン」又は「職場復帰支援プラン」を策定・実行し、かつそのフォローアップをしている。
- 休業が必要な場合は次の取組みを実施している。
  - ①休業に関する制度等の説明（休業前）
  - ②休業期間中のフォローアップ


- 支援対象の労働者の同僚等に必要な説明をしている。

#### その他（必要な場合）

- 障害者雇用安定助成金（両立支援コース）※を活用している

※ 両立支援制度を導入した場合に支給されます。その際「会社と主治医間の情報連絡シート」を主治医意見書として活用することができます。詳細はハローワークにお問い合わせください。
- 両立支援促進員による支援※を活用している

※ 申請方法等は滋賀産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

病気（がん、メンタルヘルス、糖尿病、脳卒中等）により療養が必要な皆様へ

# あきらめないで！治療しながら働くこと

## 1 治療しながら、働いている方が増えています。

たとえば  
がんの場合…



滋賀の健康づくりキャラクター  
「ハグとクミ」

- がんは身近な病気でもあります。  
⇒ 一生のいずれかの時点でがんと診断される確率  
男性：62% 女性：46%
- 仕事を持ちながら、がんで通院している方の数は  
⇒ 「32.5万人」に上ります。

治療と仕事の両立について考えることが大切です。

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）、

国立がん研究センターがん対策情報センター「がんに罹患する確率～累積罹患リスク（2011年データに基づく）～」

## 2 病気と診断された時は・・・

### 留意点

- 病気と診断されたときも、  
あわてて仕事を辞めないでください。
- まずはご相談ください。治療と仕事の両立に  
について、一緒に考えていきましょう。

相談先はこちら！



労働条件たしかめよう  
キャラクター  
「たしかめたん」

がんをはじめとする疾病のご相談	滋賀県成人病センター <sup>(注)※1</sup> がん相談支援センター／医療・福祉相談室 (注)H30.1.1より滋賀県立総合病院に名称変更されます。 ※県内の他の医療機関でも相談を受け付けています。	077-582-8141
不安や悩みをご相談ください。	こころの耳電話相談（厚生労働省） (月・火17:00~22:00, 土・日10:00~16:00 祝日除く)	0120-565-455
労働に関するあらゆる分野の相談を受け付けます。	滋賀労働局総合労働相談コーナー <sup>※1</sup> 大津・彦根・東近江総合労働相談コーナー <sup>※1</sup> (大津・彦根・東近江労働基準監督署内) <sup>※1</sup>	077-522-6648 077-522-6641(大津) 0749-22-0654(彦根) 0748-22-0394(東近江)
療養しながら働きたい方へ	滋賀県労働相談所 <sup>※2</sup> 連合滋賀 なんでも労働相談 (平日9:30~16:30)	077-511-1402 0120-154-052
社会保険や労務関係でお悩みの方へ	滋賀県社会保険労務士会 (土13:00~17:00要予約)	077-526-3760
働き方、生き方に 関するご相談	日本キャリア開発協会(インターネットへのアクセスによる申込みが必要です) URL: <a href="https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php">https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php</a>	077-562-3720(41#)

※1 平日8:30~17:15 ※2 平日10:00~20:00(除く12:30~13:30, 15:00~15:15)  
(除く祝日) 祝日17:00~20:00, 土日10:00~16:00(除く12:30~13:30)

### 3 体力や健康状態に応じて働くと安心です。

「会社と主治医間の情報連絡シート」を活用してください！



次の手順で取り組みましょう

- ① 産業保健スタッフや人事労務担当者に相談してください
- ② 会社の上司等に「会社と主治医間の情報連絡シート」※を活用した情報共有を申し出ください。
- ③ 主治医に仕事に関する内容を相談し、意見の記載を依頼してください。

会社と主治医間の情報連絡シート

検索

※ 「会社と主治医間の情報連絡シート」の使い方は滋賀産業保健総合支援センター（077-510-0770）にお問い合わせ下さい。

※ 主治医に記載いただく際は文書料金が必要です。文書料金は医療機関ごとに異なるため、詳細は医療機関にお問い合わせください。例えば、滋賀県成人病センターでは「1,660円」、滋賀医科大学附属病院では「2,700円」となっています（平成29年9月時点）。

### 4 社会保険や社内制度のほか、自身の健康状態を把握しましょう。

#### 社会保険

- 健康保険法では、
  - ・ 高額な医療費を払った場合の高額療養費の支給
  - ・ 休職した場合の傷病手当金の支給などが受けられます。

【相談先】協会けんぽ、健保組合または社労士会

#### 社内制度

- 職場の就業規則の内容や、どのような勤務制度や休暇制度があるか※を確認してください。

※ 会社によっては病気休暇、1時間単位の年次有給休暇、時差出勤、在宅勤務など

【相談先】総合労働相談コーナー、滋賀県労働相談所、社労士会など

#### 健康管理

- （健康な時はもちろん、がんの治療後も）定期健診、がん検診その他必要な検査を受診しましょう。  
また、要精密検査（要精検）の結果が出たら、必ず医療機関を受診して下さい。

【相談先】がん相談支援センター／医療福祉相談室、医療機関など

こちら↓ではがんに関する情報を掲載しています。

がん情報しが

検索

総合的ながん情報サイト

がん患者力..com

検索

がん患者・体験者によるサイト

